

と遠からねば、人みなまねれる事也、さればあらしごとくに、よめると思ふべし、
基俊が逢不逢戀歌に、

いにしへのまみづくみにとたづぬれば野中ふる道まほりだにせず

これはたゞ、またもえあはぬ心によせたるなり、まほりなどすべき事にはあらぬにこそ、

〔歌林良材集下〕野中の清水事略○歌

右野中の清水は、播磨國いなみ野に有、昔はめでたき水にてありける末の世にぬるくなりぬれど、昔をき、つたへたる物は、これを尋てのみける心也、能因歌枕には、野中のまみづは、もとの妻をいふといへり、

〔紹述先生文集五〕野中清水釀酒記

昔者王猷之盛、凡任國者、三歲考績、黜陟幽明、歷七考而入爲參議、其參佐僚屬、亦皆遷轉、故當時搢紳之士、東遷西徙、多歷郡縣、所至必述悲歌感慨之情、形諸賦詠、其土之風俗、氣候、山水之趣、物產之品、賴以可識、而傳至于今、凡經其品題者、今謂之名所、好古者稽焉、野中清水此其一也、播之印南郡界有池、東距明石郡城、以今里計、二里而遠、其南半里許、而山陽往來之途在焉、其池南北五步許、東西倍而稍濶、其水清徹紺寒、冬夏不涸、可以釀酒、今屬明石城主左兵衛佐源侯之管内、相傳所云野中清水者、乃是也、明石治下酒匠有櫻井氏者、以善釀名、侯爲給其地、汲池醞製、冬間將釀、必遣吏人掃除、又以持明院基時卿搢紳之望也、請其歌、章以示後世、其好古也篤矣、中略正徳二年壬辰二月

雜載

〔常陸國風土記〕筑波郡略○中

夫筑波岳高秀于雲、最頂西峯崢嶸、謂之雄神、不令登臨、但東峯四方磐石、昇降決屹、其側流泉、冬夏不

絶、略○下

〔三代實錄六〕貞觀四年九月十七日癸未、是日、京師人家井泉皆悉枯竭、所有水之處、人相借汲用、是